

明治大学大学院文学研究科 博士学位取得のためのガイドライン

課程博士

【本研究科で授与する学位】

日本文学専攻	博士（文学）	Doctor of Philosophy
英文学専攻	博士（文学）	Doctor of Philosophy
仏文学専攻	博士（文学）	Doctor of Philosophy
独文学専攻	博士（文学）	Doctor of Philosophy
演劇学専攻	博士（文学）	Doctor of Philosophy
史学専攻	博士（史学）	Doctor of Philosophy
地理学専攻	博士（地理学）	Doctor of Philosophy
臨床人間学専攻	博士（人間学）	Doctor of Philosophy

【博士学位請求の要件】

在学期間

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上（見込を含む）在学し、所定の研究指導を受けていること。
ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科委員会の議を経て、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該修業年限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 修士課程を1年で修了した者にあつては、本研究科博士後期課程に3年以上（見込を含む）在学し、所定の研究指導を受けていること。
ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科委員会の議を経て、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。
- (3) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた後退学した者にあつては、博士後期課程の入学年度から起算して8年以内に限り、研究科委員会の許可を得て再入学し、課程博士の学位を請求できるものとする。

単位要件

- (1) 学位論文作成のため、各自の研究主題に応じ、指導教員による必要な研究指導を受けなければならない。
- (2) 研究論文指導ⅠからⅢ（A・B各2単位ずつ）、特別演習AからF（各2単位ずつ）、合わせて24単位を必修とする。
- (3) 指導教員が研究指導上必要と認めるときは、博士前期課程授業科目を履修させることがある。
- (4) 指導教員が必要と認めた場合には、別表1の2に規定する研究科間共通科目を履修することができる。

研究業績

原則として査読制度を伴う全国学会学術誌を含めて複数の公刊論文を要する。文学研究科においては領域・分野による学界事情の差異に鑑み、論文の本数や掲載誌等の詳細は専攻・専修の内規に基づく。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経ているものとする。

【学位請求までのプロセス】

研究指導体制

指導教員が個々に緊密な連絡をとって学生の博士論文完成にいたるまで指導を行うが、専攻・専修によってはこれに加えて所属教員全体による指導体制をとる。

研究業績の要件と同様に詳細は専攻・専修の内規や慣行に基づくが、原則として以下のプロセスを経なければならない。

1年次 修士論文を補完させ、学内外の学術誌への投稿を促し、博士論文提出までの3ヵ年の研究スケジュールを明確化させる指導を行う。また、学位請求論文に不可欠な国内外の先行研究動向の把握、少なくとも国内における研究動向と展望の把握を行なわせ、これについての小論文を執筆させる。

2年次 1年次に続き諸外国における研究動向を概観しつつ、本格的な資料収集と分析を促進させる。明らかにされた成果を学会口頭発表や学会学術誌への投稿という形で公表させる。年度末には博士論文提出有資格の可否を認定する。

3年次 春学期に博士学位請求論文中間報告を行い、予備審査を行う。予備審査で指摘された事項を補完して、指導教授の推薦を受け、専攻・専修会議は研究科委員会への学位請求の可否を判断する。研究科委員会の受理を受けて、最終審査となる公開発表を行う。

【博士論文に求められる要件】

博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、本研究科の博士論文として相応の質・量・内容・水準を備え、以下の点に留意したものでなければならない。

- (1) 論文の独創性
- (2) 研究テーマの学問的意義・適切性
- (3) 先行研究の精査
- (4) 実証的分析・理論的分析
- (5) 論旨の統合性と一貫性
- (6) 形式的要件

領域・分野の多様性から、求められる要件は必ずしも全専攻・専修で同一ではない。

【博士学位請求時の提出書類・提出期日等】

提出書類

- (1) 学位請求論文3部（簡易製本）（注）

表紙は、本学所定様式（文学研究科のホームページからダウンロード）を使用すること。

- (2) 論文要旨（4000字程度）（本学所定様式）（文学研究科のホームページからダウンロード）
史学専攻100部、他専攻70部（注）

- (3) 学位請求書（本学所定様式）（文学研究科のホームページからダウンロード）

指導教員の署名を得たうえでスキャンデータを提出すること。また、論文題名は日本語の場合は外国語訳を、外国語の場合は日本語訳を付すこと。（ただし、論文題名が英語以外の外国語の場合は、

英語訳も付すこと。)

(4) 履歴書（本学所定様式）（文学研究科のホームページからダウンロード）

暦年は西暦表記とします。

(5) 業績書（本学所定様式）（文学研究科のホームページからダウンロード）

暦年は西暦表記とします。

(6) 明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書（文学研究科のホームページからダウンロード）

(注) 研究科が定める所定の日時まで、上記「学位請求論文（全文）」及び「論文要旨」のPDFデータ並びに、「明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書」を追加で提出しなければならない。

提出期日

(1) 提出期日：4月1日～11月末日

(2) 提出先：

Oh-o!Meiji グループへの提出を原則とする。ただし、ファイルサイズ（30MB）の制限などにより Oh-o!Meiji での提出ができない場合は、別途研究科の定める方法により提出する。事前にファイルサイズを確認し、30MB を超える可能性がある場合は、提出方法について研究科に問い合わせること。なお、受付は、指定提出期間内のみとし、提出締め切り時間経過後は、理由の如何を問わず受け付けられないので、十分注意すること。

(3) 審査手数料：不要

使用言語

原則として日本語とする。ただし、専攻・専修の議を経て、日本語以外の言語を認めることがある。

【学位審査の概要】

指導教員による承認

博士学位を請求しようとする者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であると判断した場合、学位請求論文を仮提出する。

予備審査

学位請求者の指導教員は、仮提出された学位請求論文に受理の基準となった参考論文を添えて専攻・専修に諮り、各専攻・専修はそれぞれが定める内規に即して論文の受理の可否を審議する。受理を妥当とする場合、専攻の責任者は学位請求書の提出に許可を与える。

研究科委員会による受理審査

研究科執行部は提出された学位請求論文について、申請資格と当該論文の形式要件について確認を行う。研究科執行部が提出資格と論文の形式要件を満たすと判断した場合、研究科委員会を開催し、当該論文の受理について指導教員からの推薦をもとに審査し、受理の可否を決定する。

審査委員による本審査

研究科委員会は、学位請求論文としての受理を決定した論文に対して、主査1名及び副査2名以上の審査委員を選出する。

審査委員は、公開報告会及び面接試問を開催し、当該学位請求論文を中心としてこれに関連ある科目について、論文の内容が研究者もしくは高度職業人として自立できるための基礎をなしているかを審査する。審査終了後、審査委員は研究科委員会に可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。なお、審査委員による審査期間は概ね6ヶ月以内とする。

学内機関による審査

研究科委員会は審査委員からの報告をもとに、審議のうえ投票により可否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者は、大学院委員会の承認を経て、博士学位が授与される。

【学位審査等に関わる教員の責務】

審査委員の構成と責務

審査委員は、原則として主査は学位請求者の指導教員、副査のうち1名は本学の専任教員、他の1名は関連分野の研究者(本学以外の研究者を含む)により構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

各教員の責務

各教員は、研究科委員会における審査において、当該学位論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水準を保つよう努めるものとする。

【博士学位論文の公表】

審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、当該学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

学位論文の公表

博士学位論文は、本学学位規程第22条に準拠してこれを公表しなければならない。

明治大学学位規程 第22条

本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

※1 「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が承認した場合をいう。

例 ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、これらの場合においても、やむを得ない事由が解消された際には、速やかに博士論文全文をインターネットで公開しなければならない。

※2 博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットにより公表することについての著作権関係上の諸問題を解消しておかななければならない。

例 ○ 刊行物の場合、出版社の了解を得ておくこと。

○ 引用の図版・写真がある場合、著作権者の同意を得ておくこと。

本学及び国立国会図書館における公表

- ・ 博士学位論文の要旨及び全文は「明治大学学術成果リポジトリ」により公表される。
- ・ 明治大学学術成果リポジトリにより公表された博士学位論文の要旨及び全文のデータは、国立国会図書館において利用に供される。